

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

**香川県公安委員会規則第6号**

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(警察本部の配置定員) 第2条 略							(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。						
組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計
	警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計				警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計		
警務部	<u>14人</u>	<u>22人</u>	41人	<u>77人</u>	<u>105人</u>	<u>182人</u>	警務部	<u>12人</u>	<u>16人</u>	41人	<u>69人</u>	<u>102人</u>	<u>171人</u>
生活安全部	<u>12人</u>	<u>19人</u>	89人	<u>120人</u>	14人	<u>134人</u>	生活安全部	<u>13人</u>	<u>18人</u>	83人	<u>114人</u>	14人	<u>128人</u>
刑事部	9人	<u>24人</u>	<u>92人</u>	<u>125人</u>	29人	<u>154人</u>	刑事部	9人	<u>23人</u>	<u>90人</u>	<u>122人</u>	29人	<u>151人</u>
交通部	8人	15人	84人	107人	47人	154人	交通部	8人	15人	84人	107人	47人	154人
警備部	6人	11人	83人	100人	2人	102人	警備部	6人	11人	83人	100人	2人	102人
香川県警察学校	2人	2人	<u>73人</u> (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	<u>77人</u>	2人	<u>79人</u>	香川県警察学校	2人	2人	<u>70人</u> (うち、 62人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	<u>74人</u>	2人	<u>76人</u>
合計	<u>51人</u>	<u>93人</u>	<u>462人</u>	<u>606人</u>	<u>199人</u>	<u>805人</u>	合計	<u>50人</u>	<u>85人</u>	<u>451人</u>	<u>586人</u>	<u>196人</u>	<u>782人</u>
2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあつては <u>1人</u> を、警部にあつては <u>10人</u> を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては <u>22人</u> を、警察官を除く職員にあつては <u>27人</u> を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。							2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあつては <u>5人</u> を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては <u>24人</u> を、警察官を除く職員にあつては <u>24人</u> を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。						

## (警察署の配置定員)

## 第3条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	6人	66人
香川県高松東警察署	2人	5人	47人	54人	6人	60人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	5人	53人
香川県高松北警察署	4人	12人	274人	290人	21人	311人
香川県高松南警察署	5人	9人	190人	204人	13人	217人
香川県坂出警察署	2人	6人	96人	104人	9人	113人
香川県高松西警察署	2人	3人	40人	45人	4人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	128人	140人	11人	151人
香川県善通寺警察署	2人	6人	40人	48人	6人	54人
香川県琴平警察署	2人	4人	37人	43人	5人	48人
香川県三豊警察署	2人	5人	54人	61人	7人	68人
香川県観音寺警察署	2人	6人	69人	77人	8人	85人
合 計	33人	77人	1,107人	1,217人	106人	1,323人

## (警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	4人	37人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	7人	70人	79人	7人	86人
香川県高松東警察署	2人	6人	52人	60人	6人	66人
香川県小豆警察署	2人	5人	41人	48人	5人	53人
香川県高松北警察署	4人	12人	263人	279人	20人	299人
香川県高松南警察署	5人	10人	185人	200人	16人	216人
香川県坂出警察署	2人	6人	96人	104人	9人	113人
香川県高松西警察署	2人	4人	39人	45人	4人	49人
香川県丸亀警察署	4人	7人	128人	139人	11人	150人
香川県善通寺警察署	2人	6人	40人	48人	6人	54人
香川県琴平警察署	2人	5人	36人	43人	5人	48人
香川県三豊警察署	2人	6人	54人	62人	7人	69人
香川県観音寺警察署	2人	6人	69人	77人	8人	85人
合 計	33人	84人	1,110人	1,227人	109人	1,336人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			2人	2人		2人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県高松 南警察署			1人	1人		1人
香川県観音 寺警察署			1人	1人		1人
合 計			7人	7人		7人

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
警務部			1人	1人		1人
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			2人	2人		2人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県丸亀 警察署			1人	1人		1人
合 計			7人	7人		7人